

社会福祉法人飛島村社会福祉協議会理事及び監事並びに評議員に
対する報酬等の支給基準に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人飛島村社会福祉協議会(以下「本会」という。)定款第10条及び第25条の規定に基づき、理事及び監事並びに評議員の報酬及び費用弁償について必要な事項を定めるものとする。

(報酬)

第2条 理事及び監事並びに評議員の報酬は、これを支弁しないものとする。

(費用弁償)

第3条 理事及び監事並びに評議員が職務のため出張又は赴任した場合には、費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は「飛島村特別職の職員で非常勤のもの」の報酬及び費用弁償に関する条例」の規定による。

3 前項の規定に定めるもののほか、職務を行うために必要な費用として、会長が別に定めるものに対し、通勤に要する費用を支給することができる。

(公表)

第4条 本会はこの規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(その他)

第6条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。